

財務部 財政課の方針書

組織名	財務部 財政課
所属長名	小松 忠昭

1. 組織の使命(ありたい姿)

健全で持続可能な地域社会の実現をささえるため、継続可能な財政運営と安定した財政基盤の構築を目指し、最少の経費で最大の効果を挙げます。

2. 組織の抱える課題(現状)

- ・第2次総合計画後期計画の策定と合わせて財政計画を策定、大型公共施設整備に関するバックデータを作成し提示する。(中期財政見直し等)
- ・事業のスクラップ(縮小・廃止)についての取組を継続し、ビルド&スクラップの徹底と推進をはかる。
- ・類似団体や標準財政規模と比較し、普通会計予算規模が大きく、適正な予算規模の検討が必要。
- ・新年度予算案策定後に発生した新型コロナウイルスによる、社会情勢の変化に対する対応。

3. 今年度の『スローガン』

- ◎組織の使命を常に意識し、業務をすすめよう
- ◎情報を積極的に収集・分析し、適切に対応しよう。

4. 今年度の方針

- ・持続可能な財政運営の推進
- ・第2次総合計画後期計画に対応した財政計画の策定
- ・施設展望について判断材料となるデータの作成と提示
- ・「最少の経費で最大の効果を挙げる」予算執行の徹底

5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	持続可能な財政運営の推進
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・新行政経営マネジメントシステムの実効性を向上させ、事務事業のビルド&スクラップを継続して実施する。 ・予算編成手法の見直しを行い、シーリングの傾斜配分の拡大実施や財源確保策の推進など、限りある財源をより効率的かつ適正に配分する。 ・総務企画部と連携し、第2次総合計画の後期計画と合わせてその裏付けとなる財政計画を策定し、着実に実行する。 ・大型公共施設整備の裏付けとなる財政見通しの内容を、市民に分かりやすくお知らせする。 ・新型コロナウイルス対応や市場の経済状況を分析し、実際に即した予算執行を後押しする。
(2)	実現したい成果	第2次総合計画後期計画に対応した財政計画の策定
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度策定する第2期総合計画後期計画に合わせて、今後の事業の見直しに対応した財政計画を策定する。策定過程で、今後も継続した財政運営が出来るように議論する。 ・策定に際して、常に市民に提示されることを意識した検討を行い、その内容について説明責任が果たせるよう、分かりやすい説明と関連する資料の作成を行う。
(3)	実現したい成果	施設展望について判断材料となるデータの作成と提示
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・新市建設計画に添付の財政計画をベースに企画部門と連携し、各施設展望に応じた財政シミュレーションを作成する。 ・持続可能な財政運営を意識し、客観的な数値データの検証を行う。 ・利用可能な財源及び見直しを検討する。 ・将来的な負担やランニングコストなど、情報を分かりやすく伝える。

6. 方針に対する年度上期(4月～9月)の取組状況

- ・事務事業評価については、経営企画課と連動してほぼ例年通りのスケジュールで実施している。
- ・事業のスクラップについては、特定の事業を課で選択し、予算編成に対するインセンティブを付与し、経営企画課と合同で照会した。(8月実施)
- ・経営企画課で担当する「横手市公共施設再配置に関する市民検討委員会」に資料提供を行い、事務局として説明を行っている。(4回実施。最終10月予定)
- ・全般にコロナ禍に対する対応(交付金、臨時議会、予算専決)が大きな割合を締め、今年度想定していた新規・見直し業務は少し押し気味になっているものもある。国の交付税算定も1週間遅れ、また概算要求がひと月遅れるなど、外的な要因で今後の予算編成スケジュール等に影響はあるが、来年度の予算編成のゴールは動かないので、計画的に対応していく。

7. 年度下期(10月～3月)に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

- ・コロナ禍に対する対応は、見通しが付かない部分も多く、通常の業務量を超える対応となっているが、処理期日も近いものも多いので、遅れが出ないように進めていく。例年行う通常業務に関しては、年度内に行うべき業務や、議会など日程の決まっている事項に対する対応については、可能な限り前倒しで行い、余力を残しておく。事務方の作業の遅れが、市民サービスの提供に影響が発生することのないようにする。
- ・税収をはじめ、不透明な過疎債(みなし過疎)の情勢など、R3年度予算編成は歳入が非常に厳しいことが想定される。また合併特例債については、発行期限の延長の動きは現段階ではないので、関連する事業はR7年度を終期に進めていかなければならない。歳入歳出総予算額の想定は非常に困難だが、判断可能な資料の準備に努める。
- ・議会に対し、総合計画に付随する財政計画の資料の提示を行う。

8. 総括(取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】)

- ・総合計画の後期計画に合わせて、財政計画を提示し、5年間の計画に加えて参考としてその後の5年間についても数字を提示した。
- ・コロナ禍や大雪に対する対応により、令和2年度の補正は第18号、令和3年度補正は第1号(令和3年3月16日現在)と通常の数以上の数となり、議会对応にも多くの時間を要したが、予算事務作業の遅れにより、住民サービスの低下につながることはなかった。また通常業務に関しても、遅滞なく対応した。
- ・新年度予算では、地方財政計画よりもさらに厳しく税収を見ている。また、新しい過疎法では、横手市は全域過疎となるので、財源として有効活用を図っている。その他の歳入についても、確保策はますます重要度を増してくると思われ、思い切った取り組みが必要となる。
- ・大規模校公共施設整備に関して、令和3年度には規模や金額についての見通しが分る予定となっており、その金額に対応した財政シミュレーション(財政見直し)を作成して、市民や議会に提示しなければならない。合わせて、横手市財産経営推進計画(FM計画)の改訂及び個別施設計画に対し、考慮した見直しを作成する。

令和2年度

財務部 財産経営課の方針書

組織名	財務部 財産経営課
所属長名	佐々木 賢祐

1. 組織の使命(ありたい姿)

健全で持続可能な行政サービス提供のための財産経営

- ・横手市財産経営推進計画(FM計画)の着実な推進(個別施設計画の策定)
- ・普通財産の活用による自主財源の確保
- ・適正な地籍調査の実施

2. 組織の抱える課題(現状)

- ・施設展望を具現化するためのバックデータの整備(財産経営推進計画ローリング、サウンディング調査)と財政計画とのリンク
- ・横手市財産経営推進計画に対する市民理解度の向上
- ・地籍調査での所有者不明土地に対する対応

3. 今年度の『スローガン』

◎部局横断による総合的な財産運営

4. 今年度の方針

- ①横手市財産経営推進計画(FM計画)に基づく個別施設計画の策定
- ②市有財産(普通財産)の積極的な活用
- ③一筆地調査の円滑な実施

5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	横手市財産経営推進計画(FM計画)に基づく個別施設計画の策定																																							
	取組内容	<ul style="list-style-type: none">・横手市財産経営推進計画(FM計画)の進行管理を徹底する・個別施設計画では、①施設改修の優先順位、②改修事業費の算定、③財政計画との整合性を図り、関係各所との連携を密にしながら実効性のある計画とする・個別施設計画の市民説明並びにパブリックコメントを実施する・庁内関係部局を横断してローリングを実施する																																							
(2)	実現したい成果	市有財産(普通財産)の積極的な活用																																							
	取組内容	<ul style="list-style-type: none">・横手市空き公共施設の地域活性化事業利活用に関する事務取扱要綱の条例化を検討する・空き公共施設の測量・登記を行い、公売に向けた取り組みを実施する・サウンディング等による遊休財産の活用を進める方策を検討する・ヤフー公売に代わる新たな公売方法を検討する																																							
(3)	実現したい成果	一筆地調査の円滑な実施																																							
	取組内容	<ul style="list-style-type: none">・各地区の現地立会率100%を目指す。 <table><tr><td>増田地区</td><td>0.14</td><td>km²</td><td>706</td><td>筆</td><td>調査後</td><td>701</td><td>筆</td></tr><tr><td>平鹿地区</td><td>0.12</td><td>km²</td><td>495</td><td>筆</td><td>〃</td><td>509</td><td>筆</td></tr><tr><td>大森地区</td><td>0.11</td><td>km²</td><td>218</td><td>筆</td><td>〃</td><td>218</td><td>筆</td></tr><tr><td>十文字地区</td><td>0.17</td><td>km²</td><td>581</td><td>筆</td><td>〃</td><td>581</td><td>筆</td></tr><tr><td>山内地区</td><td>0.15</td><td>km²</td><td>304</td><td>筆</td><td>〃</td><td>305</td><td>筆</td></tr></table>	増田地区	0.14	km ²	706	筆	調査後	701	筆	平鹿地区	0.12	km ²	495	筆	〃	509	筆	大森地区	0.11	km ²	218	筆	〃	218	筆	十文字地区	0.17	km ²	581	筆	〃	581	筆	山内地区	0.15	km ²	304	筆	〃	305
増田地区	0.14	km ²	706	筆	調査後	701	筆																																		
平鹿地区	0.12	km ²	495	筆	〃	509	筆																																		
大森地区	0.11	km ²	218	筆	〃	218	筆																																		
十文字地区	0.17	km ²	581	筆	〃	581	筆																																		
山内地区	0.15	km ²	304	筆	〃	305	筆																																		

6. 方針に対する年度上期(4月～9月)の取組状況

- (1) 横手市財産経営推進計画(FM計画)に基づく個別施設計画の策定
- ・FM計画の周知を図るため、公共施設の現状やFM計画の方針等を記載したチラシを全戸配布した。
 - ・譲渡・複合減・統合減に位置付けられている施設の進捗状況を調査し、FM計画のローリングに反映させる作業を実施した。
 - ・7月20日にFM計画推進本部会議を開催し、個別施設計画策定の進捗状況や今後のスケジュールについて報告を行った。
- (2) 市有財産(普通財産)の積極的な活用
- ・市有財産の売払いについては、9月23日現在で土地9,813千円、不用物品29,863千円となっている。
 - ・空き公共施設の測量等については、旧境町小・旧黒川小・旧雄物川分署を実施している。
 - ・閉校となる十文字第一小、十文字第二小、植田小、睦合小や、旧境町小、旧山内中について、地元や民間企業での利活用のアイデアを募集するサウンディング型市場調査を実施するため地元説明会を開催するとともに、準備作業を進めている。
- (3) 一筆地調査の円滑な実施
- ・例年、5月から6月にかけて実施地区の土地所有者(管理者)に対する説明会を開催していたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、増田地区、大森地区、山内地区は資料の送付により説明会に代えた。平鹿地区(6/12)、十文字地区(6/26)は説明会を開催した。
 - ・一筆地調査(現地立会)では、大森地区(218/218筆)100%、増田地区(683/701筆)97.4%、平鹿地区(497/509筆)97.6%、十文字地区(563/581筆)96.9%、山内地区(304/305筆)99.7%、全体では97.9%の立会率となっている。

7. 年度下期(10月～3月)に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

- (1) 横手市財産経営推進計画(FM計画)に基づく個別施設計画の策定
- ・個別施設計画の素案や譲渡・複合減・統合減に位置付けられている施設のローリング等を協議するため、FM推進本部会議(10月中旬)を開催する。
 - ・FM計画や個別施設計画への更なる理解を得るため、チラシの全戸配布(11月上旬)を実施する。併せて、各地域毎に市民説明会を開催する。
 - ・個別施設計画については、年度末までにホームページで公開する。
 - ・普通建設事業に係るローリングを、予算策定時に財政課と共同で実施する。
- (2) 市有財産(普通財産)の積極的な活用
- ・サウンディング型市場調査では、10月から具体的なアイデア募集を行うこととしており、市民にとっての必要性や利便性の他、市場性や持続可能な提案内容であるか等、経営企画課と連携して実施する。
 - ・空き公共施設の貸付けや売却をスムーズに行うための条例制定について、先進自治体の事例を参考に検討する。
 - ・ヤフー公売の終了に伴い、ヤフー公売の契約上の地位をR3.4.1付けで「紀尾井町戦略研究所(KSI)株式会社」が承継し、引き続きKSI官公庁オークションとして活用することが可能となったことから、今後も積極的な公売を進める。
- (3) 一筆地調査の円滑な実施
- ・一筆地調査期間内に立会できなかった土地所有者(管理者)に対し、今後も連絡・調整を図りながら一筆地調査(現地立会)への理解に努める。
 - ・所有者不明土地があり、立会を求められない土地に関して、法務局等関係機関に相談しながら適切な対応を行う。
 - ・昨年度調査を行った地区の本閲覧を12月頃実施する。また、今年度調査地区の仮閲覧を2月頃実施する。

8. 総括(取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】)

- ・個別施設計画の策定について、10年間の計画期間内に対策を検討する必要がある77施設について、実施検討時期の明示と、対策費用を総額213億8,200万円と試算し計画に盛り込んだ。今後はこの計画に基づき、施設の維持・更新を図っていく。
- ・用途廃止した公共施設については、解体するだけでなく、今まで以上に民間での利活用や売却に向けた取り組みを行い、財源の確保を図る。
- ・再配置方針を「維持」とした施設について、市と市民、さらに専門家も交えたワークショップ等を開催しながら、施設の在り方や使用可能期間など、再配置の方向性を検討していく。
- ・一筆地調査の立会として、全体で99.70%(2,307/2,314筆)の現地立会率となり、年度上期より1.80%増を図った。今後は土地所有者等の所在が明らかでない土地、滅失・不存在にした土地等について、県・法務局等関係機関と協議しながら適切に対応していく。
- ・昨年度調査地区の仮・本閲覧は全体で99.27%(1,368/1,378筆)の閲覧率であるが、閲覧に来られなかった土地所有者(管理者)に地籍図及び地籍簿(案)の写しを送付して確認を得ており、それらを含めて100%達成となっている。

財務部 税務課の方針書

組織名	財務部 税務課
所属長名	佐藤 耕樹

1. 組織の使命(ありたい姿)

適正で正確な税務行政と業務の効率化を推進します

2. 組織の抱える課題(現状)

- ・申告相談業務の効率化
- ・申告相談職員の確保と育成
- ・時間外勤務の常態化

3. 今年度の『スローガン』

- ◎チームで実践「お・も・い・や・り」
- ◎ダブルチェックでミス防止

4. 今年度の方針

- ①公平公正な課税の推進
- ②より効率的な申告相談体制の検討
- ③申告相談職員の確保と育成
- ④電子化の推進による業務効率化
- ⑤相続登記誘導による適正課税の推進

5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	公平公正な課税の推進
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人及び法人の未申告の解消(目標解消率 個人市民税77% 法人市民税50%) ・保険税(料)の転入被保険者の前住所地への所得照会100%実施及び簡易申告書による所得把握の実施 ・相続人へのスムーズな課税(相続登記異動割合28%以上、相続人代表指定届提出割合80%以上、重複排除後の合計83%以上を目指す) ・固定資産評価基準(令和3基準年度)の適切な反映(評価要領の作成)
(2)	実現したい成果	申告相談実施体制の確保
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・申告相談業務経験のある職員の応援体制の確保 ・申告相談業務経験年数の浅い職員へのより実践的な研修の実施 ・持続可能な申告相談体制構築のための現状把握、分析及び将来を見据えた体制の検討
(3)	実現したい成果	電子化の推進による業務効率化
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・e-Tax又は光ディスクによる提出義務基準100枚以下の事業所にも拡充を勧奨 ・RPAのさらなる活用についての検討や既存ソフトの機能を最大限に活用した業務の効率化による労働時間の削減 ・eLTAXデータとADWORLDの連携の可能性の検討

6. 方針に対する年度上期(4月～9月)の取組状況

今年度の課税状況については、

- ・5/7固定資産税納通発送
- ・5/7軽自動車発送
- ・5/8市県民税特徴発送
- ・6/11市県民税普徴発送
- ・7/13国保介護後期高齢発送

の納税通知書をそれぞれ発送している。

(1) 公平公正な課税の推進

- ・個人市民税は5月、7月末に未申告者呼出しを行い、未申告者の解消に努めた。例年であれば会場を設営し、申告受付していたが、今年度は新型コロナウイルスの影響により会場の混雑を避けるため、会場設定せず税務課あるいは地域局で申告受付を行った。(9月末時点で未申告解消率75.7%)
- ・新型コロナウイルスの影響による減免申請の状況(9月末) 国保31件、介護保険料15件、後期高齢医療保険料3件、市民税1件
- ・固定資産税の納税義務者が亡くなったときは、「相続人代表指定届」の提出を依頼するとともに、相続登記の案内・誘導を行っていたが、今年度の税制改正により、4月以降の死亡者の相続人の特定については現に所有している者(相続人等)の申告が義務化された。郵送通知にその旨を記載し周知している。

(2) 申告相談実施体制の確保

申告相談職員を確保し、ミスのない課税をするため、各種研修会を実施している。

- ・毎年6月に行われている税務署主催の新任税務担当者研修は新型コロナウイルスの影響により中止された。
- ・住民税等に係る勉強会(地域局市民サービス課対象) 8月6日開催。
- ・申告相談に向けたマンツーマン講習 7月～1月 1回1～2時間程度 担当が対応中
- ・昨年度より全庁体制で申告相談職員を確保することとしているが、関係部との調整に向け準備中。

(3) 電子化の推進による業務効率化

- ・R3.1.1以降に提出する給報が100枚以上であるときはeLTAXまたは光ディスク等による提出が義務付けられた。改正前は1000枚以上であったことから、今まで電子的提出でなかった事業所を抽出し、電子的提出を求める通知により周知を図る準備を行っている。

7. 年度下期(10月～3月)に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

○申告相談について

- ・今年度は昨年5カ所同時開催だった申告会場を基本4カ所とし、職員の移動を少なくした効率的な申告相談体制としたい。(来年2月～3月の申告相談は曜日の関係もあり、今年度より2日間少ない)
- ・新型コロナ対策として、飛沫対策の間仕切りを設けたり、使用した筆記用具やカウンターのごまめな消毒、また申告会場・待合室では換気を行い、できる限り密にならないよう安全な申告相談を実施したい。

○固定資産評価替えについて・電子化の推進について

- ・R3基準年度の評価替え作業を進めており、路線の基準単価算出については委託によって行っている。今後は評価要領を作成し、次年度の土地・家屋・償却資産の評価額算定作業を進めることとなる。
- ・新型コロナウイルスによる税制改正で前年同期と比較して30%以上売上高が減少している中小企業等は、所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置が実施される。どれくらいの申請があるかは見通せないが、大量入力作業も予想されることからRPA導入も検討していく。

8. 総括(取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】)

(1) 公平公正な課税の推進

- ・未申告の解消については市県民税、法人市民税ともに目標数値をクリアし、一定の公平性を保つことができた。
- ・国保、介護、後期高齢に関しては、有資格者の前住所地への所得照会を確実にを行い、所得把握に努めてきた。未申告の解消は、市民税額の影響、国保税等の軽減判定や税額(料)への影響など課税の公平性を保つために大変重要な要素となるため、今後も解消率向上を目指し推進していく必要がある。

(2) 申告相談実施体制の確保

- ・コロナ渦により感染対策を万全に行いながらの申告相談であったが、無事に終了することができた。また、相談相談日数、従事する職員を減少させた体制で取り組んだ結果、一部で会場が込み合った時期もあったが大きな混乱もなく実施することができた。今後の職員数減少も見込み、申告会場に来ることなく自己で完結できるような方法の周知を図っていくとともに、申告会場の数をどこまで減らすことができるかも検討する必要がある。

(3) 電子化の推進による業務効率化

- ・地方税関係のデータのやり取りを行うeLTAXと住民情報の基幹システムであるADWORLDがあるが、現在は相互のデータが連携していないため、紙で打ち出して入力するなど非効率な作業を行っている。eLTAXとADWORLDの管理番号の統一に伴う課題などを検証し、データ連携させるための方策を探っていく。

財務部 収納課の方針書

組織名	財務部 収納課
所属長名	木村 任弘

1. 組織の使命(ありたい姿)

税負担の公正性を行動の基本とし、歳入確保と市民生活の向上を支えます。

2. 組織の抱える課題(現状)

- ・納期内納付に対する市民意識の向上
- ・新規滞納者の発生抑制
- ・納税相談における地域局との連携
- ・着実な滞納整理
- ・全庁統一の債権管理手法の整理

3. 今年度の『スローガン』

チームの力を信じ、自分を磨き上げよう

4. 今年度の方針

- ・新規滞納者抑制を主眼に置いた催告、徴収強化を行う。
- ・地域局との連携を強化するため、人材育成や業務交流を図る。
- ・チームで滞納整理にあたり、気づき合いながら効率的な業務を推進する。
- ・債権管理の進め方に統一的手法を構築し、効率と効果の向上を目指す。

5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	納期内納付の啓発と狙いを絞った催告により新規滞納者の発生を抑える
	取組内容	・市報・かまくらFMといったツールを活用し、納期のお知らせや、納め忘れの注意喚起を行う。 ・軽自動車税や国保税、保険料といった税目ごとの催告や臨戸により早期回収を進める。 ・地域局と共通認識を持ち、徴収強化行動を行う際は共同して集中的に行う。
(2)	実現したい成果	窓口対応のスキルアップを地域局と共に行い、市民の納税の理解と意欲が向上する
	取組内容	・地域局の課題を踏まえ、情報共有と相互理解のため業務研修を行う。 ・職員のスキルアップのため、外部研修を受講し、滞納整理のエキスパートを目指す。 ・収納係ではチーム体制を維持し、収納管理業務の多重化と窓口業務の負担軽減で業務の連続性を確保する。
(3)	実現したい成果	市職員の債権管理に統一的手法が共有され、債権の縮減が進む
	取組内容	・債権管理上の取り扱いの違いを整理し、所管課と調整を行う。 ・個人情報の取り扱いを調査し、情報共有のあり方を検討する。 ・統一した手法等はマニュアル化し、職員全体が共有できる状態にする。

6. 方針に対する年度上期(4月～9月)の取組状況

- (1)納期内納付の啓発と狙いを絞った催告により新規滞納者の発生を抑える
 - ・出納整理期間での個別催告を地域局と共同で行い、現年度分の未納を削減した。
 - ・かまくらFMでの各税目の納期のお知らせ放送は継続中。
 - ・7月以降、現年分の滞納者については徴収員による電話催告を実施している。統計を取り、効果の検証も行うこととしている。
 - ・富士見大通りに面した納期のお知らせ看板に「〇月」のシールを追加し、分かりやすくした。
- (2)窓口対応のスキルアップを地域局と共に行い、市民の納税の理解と意欲が向上する
 - ・新型コロナの影響もあり、研修会の開催や外部研修受講は控えているが、状況を見ながら実施したい。
- (3)市職員の債権管理に統一的手法が共有され、債権の縮減が進む
 - ・現在、私債権の法的措置実施基準を検討しており、年度内に成案させることで計画を進める。

7. 年度下期(10月～3月)に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

- (1)納期内納付の啓発と狙いを絞った催告により新規滞納者の発生を抑える
 - ・不使用軽自動車に係る登録抹消のお知らせは今年も実施する。
- (2)窓口対応のスキルアップを地域局と共に行い、市民の納税の理解と意欲が向上する
 - ・収納課と市民サービス課の相互研修を行い、納税相談や滞納整理の進め方に共通の認識を持つ。
- (3)市職員の債権管理に統一的手法が共有され、債権の縮減が進む
 - ・特定債権のヒアリングを実施し、債権管理上のアドバイスをしながら課題を整理し、PDCAサイクルでの債権管理を習慣化する。
- (4)6月議会で予算化された市税等キャッシュレス・コンビニ納付について、令和3年4月からの運用開始に向け、関係各課と連携を密にし、事前周知の方法も含め万全の対応となるよう進める。

8. 総括(取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】)

- (1)納期内納付の啓発と狙いを絞った催告により新規滞納者の発生を抑える
 - ・年度初めの出納整理期間中は各地域局と合同で電話催告を行い、7月以降は各納期後に電話による納付忘れへの催告を行い、納付に繋がった。
 - ・地道な作業であるが、納付忘れへの気づきにもなっており、引き続き実施すべきと考える。
- (2)窓口対応のスキルアップを地域局と共に行い、市民の納税の理解と意欲が向上する
 - ・市民サービス課との相互交流により、窓口での業務端末の利用方法や相談時の聞き取り方法の確認ができています。
 - ・市民へのサービスが窓口によって違うことにならないよう、共通理解を深めることは今後も必要である。
- (3)市職員の債権管理に統一的手法が共有され、債権の縮減が進む
 - ・債権管理の具体的手法を明確にした担当者向けマニュアルを作成した。
 - ・マニュアルに基づいた債権管理が徹底されるよう指導的役割を果たしていく。
- (4)市税等のキャッシュレス・コンビニ納付は、令和3年4月からの運用開始となった。

財務部 契約検査課の方針書

組織名	財務部 契約検査課
所属長名	高階 知夫

1. 組織の使命(ありたい姿)

- ・透明性、公平性、競争性が確保された入札契約制度の確立と適正な事務執行を図る。
- ・公共工事等の品質確保に努め、地域経済の活性化に寄与する。

2. 組織の抱える課題(現状)

- ・時期により契約件数及び検査件数の集中がある。
- ・各課作成の関係書類に不備が多い。

3. 今年度の『スローガン』

公正かつ効率的な契約検査事務を追求しよう

4. 今年度の方針

- ・R3～R4入札参加資格登録の確実な事務処理
- ・長期継続契約導入の推進
- ・R1見直し、試行事項に関する検証、次ステップに向けた検討

5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	適正で効率的な契約検査事務の執行
	取組内容	・長期継続契約の拡充による事務の適正化と効率化 ・経常的な年間契約締結の適正な運用指導 ・検査書類の簡素化、対象の見直し
(2)	実現したい成果	公平かつ公正な入札事務の執行
	取組内容	・発注関係書類のチェックの周知徹底 ・入札参加資格者名簿の適正管理と運用 ・R3～4適用入札参加資格者名簿の策定
(3)	実現したい成果	公共工事等の品質確保
	取組内容	・工事成績評定の適切な運用 (特に過去に低評価評定であった施工業者に対する事前調査及びフォローアップの実施) ・発注課に対する監督者意識の徹底指導 ・各種研修会等への参加による知識、技術の習得

6. 方針に対する年度上期(4月～9月)の取組状況

(1) 適正で効率的な契約検査事務の執行

- ・長期継続契約の拡充による事務の適正化と効率化
委託期間開始が4～9月の新規契約件数7件、10月1日開始の新規案件5件、更新1件を契約締結済。更に1件見込む。
- ・経常的な年間契約の適正な運用指導
昨年度末より、庁内に対し対象となる案件や契約手続きについて説明を繰り返してきており、若干の状況の改善はみられた。
- ・検査書類の簡素化、対象の見直し
検査における準備書類の簡略化を実施中。建設業協会等からも好評である。

(2) 公平かつ公正な入札事務の執行

- ・発注関連書類のチェックの周知徹底
昨年度、契約締結請求書に発注課によるチェックシートの添付を義務化する等対策を行ってきた。4～9月において、設計図書への誤りによる入札公告後の取止めは下水道課1件、水道課1件、秘書広報課1件の計3件となった。
- ・入札参加資格者名簿の適正管理と運用
入札参加資格者名簿に基づく発注を実施。工種分類に疑義がある場合は、県へ問い合わせる等適正な運用を行った。随時登録、指名停止も実施。
- ・R3～4適用入札参加資格者名簿の策定
今年度後半には、R3・4入札参加資格者名簿の策定となる。社会保険、雇用保険等の加入確認の手法、市外業者の申請受付の簡略化を検討中。

(3) 公共工事の品質確保

- ・工事成績評定の適切な運用(特に過去に低評価評定であった施工業者に対する事前調査及びフォローアップの実施)
昨年度残念ながら2件発生した69点以下の工事施工業者に対し、今年度の受注工事開始前に事前調査やフォローアップ、原因分析などの意識づけを行った。
 - ・発注課に対する監督者意識の徹底指導
昨年度の検査結果を精査すると、資材検収や段階確認時に回避出来ることが多々あり、何よりも発注課がきちんと現場を把握し、監督員としての自覚を持つことが重要であり、注意喚起を促した。
 - ・各種研修会等への参加による知識、技術の習得
参加予定の各種研修会はコロナ禍の中取止めとなっている状況も、新検査員については、係長を中心の実地指導等を行った。
- その他
コロナウイルス感染症対策が必要な状況にあった為、入札会場の配置、郵便入札の活用、検査手法を検討し、対策を実施中。

7. 年度下期(10月～3月)に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

(1) 適正で効率的な契約検査事務の執行

- ・長期継続契約の拡充による事務の適正化と効率化
来年度対象とすべき案件の抽出
- ・経常的な年間契約の適正な運用指導
各課実務が来年3月頃より開始となることから、そこに向けて順守事項の徹底を図る。
- ・検査書類の簡素化、対象の見直し
受検業者の意見等を抽出、更なる改良が出来ないか、業者にとって何が受検時の負担となっているのか等の課題も整理しながら可能な限り、簡略化を図っていく検討を進めたい。

(2) 公平かつ公正な入札事務の執行

- ・発注関係書類のチェックの周知徹底
上期に引続き、チェックの徹底を行う。その他課題等の抽出・検証。
- ・入札参加資格者名簿の適正管理と運用
上期に引続き、適正な運用を図る。
- ・R3～4適用入札参加資格者名簿の策定
様式、説明資料、受付態勢等事前準備を進め、着実に名簿を策定する。

(3) 公共工事の品質確保

- ・下期は検査件数がピークを迎えることから、工事完成前の発注課に対する現場、書類の事前チェックの徹底や段階確認の確実な履行を指示し、低評価評定工事を低減したい。

8. 総括(取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】)

(1) 適正で効率的な契約検査事務の執行

- ・来年度より、事務機器分野を長期継続契約対象とし、締結の準備ほぼ完了。(対象台数240台程度)
- ・昨年度、試行的に開始した建設工事における検査書類等の簡略化については、本年度より、全面適用にて本格実施。
検査の質を落とさずに、受検業者の負荷軽減や検査担当職員の時間外勤務の削減に効果があった。

(2) 公平かつ公正な入札事務の執行

- ・来年度より適用の入札参加資格者名簿については社会保険、雇用保険等の加入を参加資格要件に追加し、名簿登載申請の受付を行い、年度内で策定完了。

(3) 公共工事の品質確保

- ・昨年度評定点69点以下の施工業者に対し、フォローアップ等を実施。今年度は改善が見られたが、別業者施工案件で1件発生。要因は安全対策不備等工事中に是正出来ることであり、発注課が現場把握等監督員としての自覚を持ち対応することが重要であり、注意喚起した。